

令和2年5月18日

地方獣医師会事務局 御中

平素より大変お世話になっております。

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課から通知がございましたのでお送りいたします。

このたびの通知は、令和2年3月に発出された「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」について、5月8日時点の知見を反映して改正され、5月12日付けで文書が発出されたことの周知を依頼されたものです。

また、下記のURLにも同ガイドラインとガイドラインのPR版が掲載されております。

(ガイドライン等の掲載場所)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

件名：畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

公益社団法人 日本獣医師会

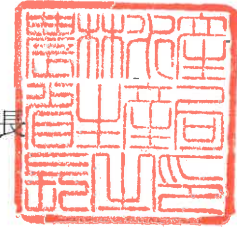
Japan Veterinary Medical Association

TEL: 03-3475-1601 FAX: 03-3475-1604

2 生畜第 2 4 4 号
令和 2 年 5 月 1 1 日

公益社団法人日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局長



畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

畜産関連事業者の皆様におかれましては、3月13日に発出いたしました「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り事業を継続することにより、食料の安定供給に御協力いただき、誠にありがとうございます。

当該ガイドラインを策定した3月13日以降に、政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、ガイドラインを別添のとおり改定いたしましたので、改めて貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただき、緊急事態宣言が延長された中で引き続き事業を維持し、食料の安定供給に御協力いただきますようお願いいたします。

(改正のポイント)

- ・ 感染防止対策として、「密集」、「密閉」、「密接」の「三つの密」を避ける取組の徹底を追記。
- ・ 濃厚接触者の定義の変更を踏まえた留意点の改正。
- ・ 出典となる厚生労働省資料を最新の情報に改正。

畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び 事業継続に関する基本的なガイドライン

- 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、畜産事業者（畜産農家のほか、集出荷、家畜取引、運送等の関連事業に従事している者を含む。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、生産者団体・関連団体、保健所と連携して、感染拡大防止を前提として、家畜飼養、集送乳等の継続と安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- 緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。畜産関連事業者においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。令和2年4月1日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。
こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing：社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省 HP）
- 「家庭内でご注意いただきたいこと “8つのポイント”」（厚生労働省 HP）
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省 HP）

- 事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。特に、酪農ヘルパー等複数の畜産農家に入出入りする事業者は、体温の測定と記録を毎日行ってください。
 - 体温の測定と記録
 - 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底

③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（ ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方
や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ）
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

- ・ また、事業者は、例えば卸売市場や家畜市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業者の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします。

- ・ 事業者は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 始業前後、トイレ使用后、畜舎等の畜産関連施設等への入退場時における手洗い、手指の消毒
 - ② 屋内で作業をする場合や屋外でも複数で作業をする場合は、できる限りマスクを着用。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆
 - ③ 通常の清掃に加えて、消毒用アルコールや薄めた家庭用塩素系漂白剤を用いて、特に、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃
- ・ 事業者は、畜舎等の畜産関連施設等への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
- ・ 事業者や農業団体においては、畜産関係者による会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。

- 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いいたします⁴。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

事業者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業者内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。

このため、事業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です³。

(3) 濃厚接触者への対応

- 事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業者は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業者は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染防護策なしで、「患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）」

3. 施設設備等の消毒の実施

- 事業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）の消毒を実施します。
- 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{2・5・6}。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 畜産農家における業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、業務を継続するための体制を予め検討・構築してください。
- 畜産農家の体制の構築に必要な場合、農協等の生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、酪農ヘルパー組合等の関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で業務分担する体制を検討・構築してください。また、必要に応じ、地方自治体に指導を要請してください。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
 - 責任者、担当者の選定
 - 畜産農家、生産者団体及び関連事業者との連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - 発生した際の連絡体制の構築（生産者、生産者団体、関連事業者、保健所、行政等）
 - 発生時における生産者からの速やかな連絡の要請
 - 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③生産現場の速やかな消毒
 - 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
 - 消毒実施要員の確保
 - 消毒実施者の感染防止手段の提示
- ④業務継続のための支援
 - 代替要員の確保
 - 代替要員リスト（農協職員、酪農ヘルパー、自治体職員、近隣農家等）の作成
 - 代替要員確保のための管内の他の生産者による酪農ヘルパー利用の調整等
 - 代替要員の感染防止手段の提示
 - 代替要員と感染者との接触防止措置（農場内への感染者の立入禁止、代替要員と面会せずに連絡する手段の確保等）
 - 代替要員が確保できない場合の措置
 - 一時的な家畜の移動先の選定、移動手段の検討
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起の発出

- ・ 上記検討事項の④業務継続のための支援のうち、「代替要員と感染者との接触防止措置」の検討に当たっては、家庭内での感染防止を含めて検討することとし、具体的には以下の点に留意してください。
 - ア 可能な限り感染者との部屋を分離することとし、部屋数が少ない場合には、仕切りを設けるなどしてください。
 - イ 家庭内で感染者の世話をする者は、できるだけ限られた方に限定してください。
 - ウ マスクを極力着用し、使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面には触れないようにしてください。また、マスクを外した後は必ず石けんで手洗いするようにお願いします。
 - エ こまめな石けんでの手洗い又はアルコール消毒の実施をお願いします。
 - オ 定期的な換気をお願いします。
 - カ 手で触れるドアの取っ手などの共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後水拭きしてください。また、トイレや洗面所は、通常の家用品用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒してください。
 - キ 汚れたリネン、衣服を取り扱う際は、手袋とマスクを付け、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かすようにしてください。
 - ク 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出す時は密閉して捨ててください。

(2) 関連事業者（生産者団体を含む）における業務の継続

- ・ 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者は、濃厚接触者の出勤停止措置を講じることにより、通常業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業者は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

（集送乳、酪農ヘルパー等の事業）

【検討事項】

- ①事業者（生産者団体等を含む）における体制の整備
 - ・ 責任者、担当者の選定
 - ・ 事業者内部での連絡体制の構築
- ②感染者等の把握と情報共有
 - ・ 発生した際の関係会社等（酪農ヘルパー組合、上部団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
 - ・ 発生時における関係会社等からの速やかな連絡の要請
 - ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）
- ③事業所や出入りした農場の速やかな消毒
 - ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
 - ・ 関連農場の特定（出入りした農場と場所、人との接触状況等の聞き取り）
 - ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所の把握）
 - ・ 消毒実施要員の確保
- ④事業継続のための代替要員の確保
 - ・ 代替要員リストの作成
 - ・ 代替要員による作業手順の作成
 - ・ 代替要員の感染防止手段の提示

(乳業者等による事業)

【検討事項】

①乳業者等における体制の整備

- ・ 責任者、担当者の選定
- ・ 事業者内部での連絡体制の構築

②感染者等の把握と情報共有

- ・ 発生した際の関係会社等（団体、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
- ・ 関係会社・団体等からの速やかな連絡の要請
- ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）

③事業所の消毒の実施

- ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
- ・ 消毒場所の特定（感染者又は濃厚接触者の活動場所を把握）
- ・ 消毒実施要員の確保

④事業継続のための代替要員の確保

- ・ 代替要員リスト（他工場からの動員等）の作成
- ・ 代替要員による作業手順の作成

(飼料製造業者等による事業)

【検討事項】

①飼料製造業者等における体制の整備

- ・ 責任者、担当者の選定
- ・ 事業部内での連絡体制の構築
- ・ (必要な場合) 社内対策本部の設置

②感染者等の把握と情報共有

- ・ 発生した際の関係会社等（本社、上部団体、業界団体、荷役会社、運送会社、取引先、保健所、行政等を含む）との連絡体制の構築
- ・ 発生時における関係者からの速やかな連絡の要請
- ・ 保健所との連絡（濃厚接触者の把握、感染者・濃厚接触者の出勤停止期間の把握等）

③工場等の消毒

- ・ 消毒用資材の確保又は手配先の把握
- ・ 感染者の担当ライン等の消毒（アルコール等による拭き取り消毒）
- ・ 工場、飼料保管施設の消毒等
- ・ 飼料運送会社等による飼料配送車、出入りした農場等の消毒の要請

④事業継続手段の確認

- ・ 代替要員の確保
- ・ 自社の他工場での代替製造及び他社工場での委託製造
- ・ 代替運搬手段への切り替え
- ・ 飼料穀物備蓄対策事業における緊急運搬事業の申請（対農林水産省）等

肉用牛経営や酪農等の畜産業及び関連産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A(関連業種の方角け)(令和2年4月15日時点版)(厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改訂2020年4月27日)(国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針4(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015年6月25日版)」(一般社団法人日本環境感染学会)